

## 第 2 回多摩市手話言語条例検討会等での意見に対する対応

	意見の内容（要旨）	意見に対する対応
1	<p>・条文をわかりやすい日本語（理解しやすい）にしてほしい。</p>	<p>法令においては、その表現に法規範としての厳密性、論理的統一性が必要とされていることから、法令用語等として決められた用字・用語を使用しています。本市の条例に用いる用字・用語についても、法令と同じ取扱いとしていることから、条文を平易に表記していくことは難しいですが、できる限り分かりやすい記載を心がけるとともに、逐条解説等を作成して補足していきます。</p>
2	<p>・条例に副題を付けたい。</p>	<p>1と同様に、法令においては、題名に副題を付けないこととしているため、条例においても同様の取扱いにすべきものであり、副題を付けることは難しいという結論となりました。</p>
3	<p>・聞こえないことが社会の障壁でないと明記し、ろう者や手話への理解につながる条例にしたい。</p>	<p>前文に「聞こえないことが社会の障壁にはならない」と追記しました。</p> <p>前文に書くことで条例を読む市民の印象に残ることを狙いとしており、結果的にろう者や手話への理解へもつながっていくものと考えています。</p>
4	<p>・基本理念に「人権」という言葉を使っほしい。</p>	<p>目的に「人権」という言葉を加えました。</p> <p>多摩市では目的を達成するために理念・責務・施策が続くものと認識しています。</p> <p>目的に「人権」という言葉を加えることで、ろう者の人権を守ることにより重み加わるものと考えます。</p>
5	<p>・目的を以下の通りに整理したらどうか。</p> <p>「この条例は、手話に対する理解の促進、その普及、手話を使用しやすい環境に必要な施策について、基本理念を定め、多摩市（以下「市」という）、市民、事業者、聴覚障害者等の団体等の役割をあきらかにするとともに、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら、心身ともに健康</p>	<p>手話が一つの言語であることの理解を広げるといふ条例の目的を踏まえ、手話が一つの言語であることを触れている部分は残しています。</p>

	で幸せに共生できる社会を実現することを目的とする。」	
6	<p>・第3条の（基本理念）についてを以下の通りに整理したらどうか。</p> <p>「（1）手話に対する理解と普及の促進、その普及、手話を使用しやすい環境の整備は、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であるということに基づいて実施されなければならない。</p> <p>（2）ろう者が、手話による意思疎通を選択する権利は尊重されなければならない。」</p>	<p>ご意見を基により分かりやすくするため下記のように修正しました。</p> <p>「（1）手話が言語であることはもとより、独自の言語体系を有する文化的所産であるという認識のもと、音声言語と同等に扱わなければならない。</p> <p>（2）手話に対する理解と普及の促進、手話を使用しやすい環境の整備は、手話が手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する一つの言語であることに基づいて実施されなければならない。</p> <p>（3）ろう者が、手話による意思疎通を自ら選択する権利は尊重されなければならない。」</p>
7	<p>・第5条（市民の役割）（素案）の「市民は、地域社会に共に暮らす一員として、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深め、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向け、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。」を「市民は、地域社会に暮らす一員として、手話に対する理解を深め、互いに尊重しあい、心を通わせ、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に向け、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。」としたらいかがでしょうか。</p>	<p>修正案で目的や基本理念を網羅できるかという課題があり、また、該当部分を変更すると他の条項にも影響が出てくるため、全体的なバランスを考慮したうえ、修正は見送りました。</p>
8	<p>・学校教育に関して記載してほしい。</p>	<p>学校教育に関する意見を多くいただきましたが、学校教育における手話の普及については、授業のコマ数が限られていることや教員の確保等といった課題もあることから、場面として別項目で記載することは難しいですが、第8条2項4号のはじめに「全ての市民が」という文言を追加し、いただいた意見の趣旨を逐条解説に落とし込むことにより表現していく考えです。</p>
9	<p>・手話通訳者の技術向上について</p>	<p>第8条2項6号を以下のとおり修正しまし</p>

		<p>た。</p> <p>「手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実にすること。」</p>
1 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう児の親が相談できる環境整備について 明言してほしい。</li> <li>・その他ろう児・難聴児に関すること。</li> </ul>	<p>多摩市では市役所の窓口、地域活動支援センターの他、身体障害者相談員を設置し相談を受け付けています。</p> <p>また、東京都の方でも東京都難聴児相談支援センターで新生児からの「きこえ」と「ことば」に関する相談を受け付けています。</p> <p>ろう児等に関する支援については、手話言語条例の趣旨と外れる部分があるため記載は見送りました。</p>
1 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例には載せられなくても具体的に誰がどのように行うのかが、わかる付則等があればいいと思う。</li> </ul>	<p>条例制定後、逐条解説等を作成し、市民に条例の趣旨等が浸透するような方法を考えています。</p>
1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場面ごとでの手話の活用や啓発等の具体的な施策について。</li> </ul>	<p>具体的な施策については条例制定後に考えて動いていくこととなります。</p> <p>本条例はあくまでも理念を定める条例ですので、細かい部分まで記載することはしませんでした。</p>